

片男波部屋後援会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は片男波部屋後援会と称する。

(本会の所在地)

第2条 本会は事務所を東京都墨田区石原 1-33-9 に置く

(目的)

第3条 本会は片男波部屋を後援すると共に、力士または会員相互の親睦をはかり、力士の出世と激励に寄与することを目的とする。

第2章 会 費

(会費の徴収)

第4条 本会の会費は入会時に会員より年会費を徴収する。

(退会時の会費返還)

第5条

- 1、 会員の都合による途中退会者には年会費を返還することができない。
- 2、 本会の趣旨にそぐわない行動、言動が行われた場合、本会にて退会が決した場合、年会費は返還することができない。

第3章 会 計

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は1年とし、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

附則

(施行期日) この会則は平成 23 年 9 月 1 日より施行する。

片男波部屋後援会会費に関する内規

年会費 30,000 円

附則 この内規は平成 23 年 9 月 1 日より施行する。